

制定 平成 24 年 9 月 19 日 原規広発第 120919005 号 原子力規制委員会決定

原子力規制委員会設置法第二十八条の規定に基づき、同法第十条第一項から第三項までの原子力規制委員会の議事の運営の要領について、次のように定める。

平成 24 年 9 月 19 日

原子力規制委員会

## 原子力規制委員会議事運営要領

### (定例会議)

第一条 原子力規制委員会（以下「委員会」という。）の会議は、毎週水曜日に開催することを例とする。

2 委員長は、会議の日程及び議題をあらかじめ委員に通知しなければならない。

### (臨時会議)

第二条 委員長は、必要があると認めるときは、臨時会議を招集する。

2 前条第二項は、臨時会議に準用する。

### (書面による議決)

第三条 委員長は、事案の内容が軽微なものについては、事案の内容を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い合わせ、3人以上の賛成をもって委員会の決定とすることができる。

### (会議回数等)

第四条 定例会議及び臨時会議（以下「会議」という。）の会議回数は、毎年四月一日以降の最初の会議を第一回とする通し番号とし、定例、臨時の区別を明らかにするものとする。

### (議案及び資料)

第五条 委員長は、あらかじめ議案を整理し、必要な資料を添えて会議に附議しなければならない。

2 委員は、自ら必要と認める事案を議案として会議に附議することを求めることができる。

### (関係行政機関の職員等の出席)

第六条 委員会は、議案の審議に必要な原子力規制庁の職員又は議案の審議に必要な関係行

政機関の職員を会議に出席を求め、その意見を聞くことができる。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(委員長退席時等における決定の禁止)

第七条 委員長（委員長を代理する者を含む。）及び委員が中途退席した場合は、その時点から原子力規制委員会設置法第十条第二項の「出席」とみなさないものとする。

(会議の公開等)

第八条 委員会は、会議を開催するときは、原則として会議を公開するものとする。ただし、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年五月十四日法律第四十二号）第五条に定める不開示情報（以下「不開示情報」という。）を扱う場合その他委員会が公開しないことが適当であるとした場合は、この限りではない。

- 2 委員会は、前項ただし書の規定により会議を公開しないこととしたときは、その理由を公表するものとする。

(資料及び議事録の公開等)

第九条 委員会は、会議を開催したときは、原則として資料及び議事録を公開するものとする。ただし、不開示情報に該当するものその他委員会が公開しないことが適当であるとしたものについては、この限りではない。

- 2 委員会は、前項ただし書の規定により資料及び議事録を公開しないこととしたときは、その理由を明示する。
- 3 委員会は、議事録を公開しないこととしたときは、議事要旨を公開するものとする。

(決定事項の公表)

第十条 委員会の決定は、文書により行い、不開示情報に該当する場合その他委員会が公開しないことが適当であるとした場合を除き、公表するものとする。

附 則

この要領は委員会の決定の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。